

平成29年度文化庁日本語教育大会・大阪大会

文化庁における日本語教育施策

Japanese Language Education

平成29年9月30日(土)

文化庁文化部国語課長 西田 憲史



国内の日本語学習者数等の推移

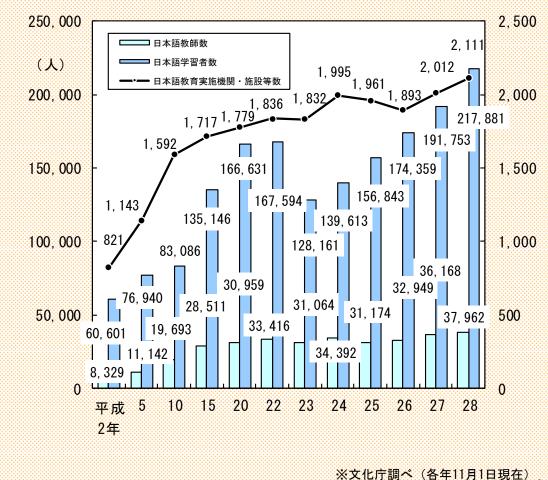
- 〇平成28年末現在で、在留外国人数は約238万人となり、我が国人口の約1.9%を占める。
- 〇国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にある。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、平成28年には約21万8千人で過去最高。

在留外国人数の推移

3,000,000 2.500.000 2,382,822 2.232.189 2,144,682 2,121,831 2,087,261 2,033,656^{2,066,445} 2,000,000 2,047,349 1,804,696 1,500,000 1,512,116 1,320,748 1,000,000 .075.517 500,000 H5 H10 H15 H20 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28

※H23までは外国人登録者数, H24以降は在留外国人数。 いずれも法務省(各年末現在)

国内の日本語学習者数等の推移





外国人に対する日本語教育の推進

211百万円) (29年度予算額 30年度要求額 325百万円

審議会における検討

〇文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、①「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、②「活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、③「教材例集」、④「日本語 能力評価」(平成24年1月)及び⑤「日本語指導力評価」(平成25年2月)を取りまとめ。「平成25年度以降、周知・活用を図る。]

また、日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて、⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2 月). 日本語教育小委員会において⑦「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」(平成26年1月)を取りまとめ。

平成28年2月には、「地域における日本語教育の推進に向けて一地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について一」(報告)を取りまとめ。 平成28年度からは、日本語教育人材の養成・研修の在り方について検討を行っており、日本語教育人材の養成・研修のモデルカリキュラム等を平成29年度中に取りまとめる予定。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための 日本語教育事業

(29年度予算額 151百万円) 30年度要求額 119百万円

〇地域日本語教育実践プログラム

「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「標準的なカリキュラム案」等に準拠し、地域の実情に応じた 日本語教育の実施、人材養成及び教材作成を支援

・地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語 教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携 体制を構築・強化する取組等を支援

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に 必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施

「誰もが学べる日本語」推進事業(新規)

30年度要求額 52百万円

〇地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教育のノウハウを有していない自治体に対し、アドバイ ザーの派遣等の支援を実施

〇日本語学習教材の開発・提供

日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対し、インター ネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)を開発・提供

〇空白地域解消推進協議会

日本語教室がない自治体を対象に先進事例等を紹介し、日本語教 室の設置を促進

日本語教育の人材養成及び 現職者研修カリキュラムの開発事業(新規)

30年度要求額 94百万円

文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の 向上を図ることを目的として、今年度末に策定予定の「日 本語教育人材の養成に必要となる教育内容及びモデルカリ キュラム」と「現職日本語教員の研修に必要となる教育内 容」の普及を図るため、以下の事業を実施

〇日本語教育の人材養成プログラム開発事業

文化審議会国語分科会が示したモデルカリキュラムに基 づく日本語教育人材の養成プログラムの開発と養成の実施

〇日本語教育の現職者研修に関するカリキュラム開発事業

文化審議会国語分科会が示した教育内容に基づく現職者 研修のカリキュラム・プログラムの開発と研修の実施

条約難民及び第三国定住難民に対する 日本語教育

(29年度予算額 43百万円) 30年度要求額 43百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として 日本語教育を外部に委託して実施

平成29年度から第三国定住難民の定住先として地方への 受入れを促進することとなったことから、定住先の地方公 共団体及び支援団体と連携し、第三国定住難民のための通 信教材の活用を含む定住後の日本語学習支援体制の構築を 支援

日本語教育に関する調査及び調査研究

(29年度予算額 8百万円)

〇日本語教育に関する実態調査

30年度要求額 8百万円

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握 するための調査を実施

〇日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

日本語教育小委員会での11の論点の検討結果を踏まえた日本語 教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

(29年度予算額 5百万円) 30年度要求額 5百万円

〇日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等を相互に有効に活用する方法を解説 したハンドブックを活用し、東京と大阪で協議会を開催

〇都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

地域における日本語教育に係る施策等の企画・立案能力の育成・ 向上を目的とした研修を実施

〇都道府県政令指定都市日本語教育推進会議

今後の連携のあり方等について議論するため、都道府県政令指定 都市の担当者を構成員とする会議を開催

省广連携日本語教育基盤整備事業

(29年度予算額 4百万円)

4百万円 30年度要求額

〇日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関する教材等のコンテンツを共有し、インターネッ トを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」を運用 するとともにコンテンツの充実を図る

〇日本語教育推進会議

関係府省及び関係機関等による会議の開催を通じて、日本語教育 に関する情報の共有化等を図る



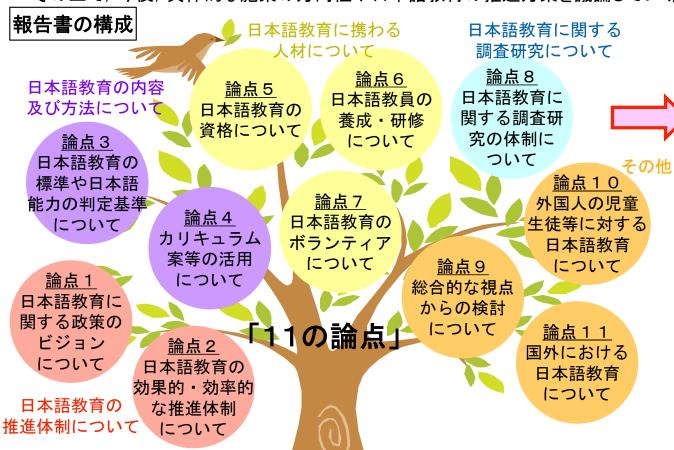
文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

〇平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。

(※日本語教育小委員会は文化審議会国語分科会に平成19年7月に設置。)

日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。

その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。



これまでの検討状況

〇日本語教育小委員会において, 論点を 「検討材料」として調査, ヒアリング等 を実施

〇日本語教育小委員会以外にも,様々な機会を生かして,関係機関・団体,都道府県・市区町村等から11の論点に関してデータ,意見を収集し、整理。

〇平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」を取りまとめ。

〇平成28年2月29日に「地域における日本語教育の推進に向けて(報告)」を取りまとめ



平成28, 29年度の審議予定

〇論点5「日本語教育の資格について」, 論点6「日本語教員の養成・研修につい て」を審議中。

「基本的な考え方」

1. **2**. **3**.

日本語教育を推進する意義、日本語教育に関する国 多様な日本語学習者のと自治体との役割分担 学習目的・ニーズへの対応

背景• 課題

ら排除されないよっ国人を日本社会の

にす 員と

め

のう

施か

%りと受け

で入

いれ

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(29年度予算額 30年度要求額

151百万円) 119百万円

- ●「経済財政運営と改革の基本方針2017~人材への投資を通じた生産性向上~」平成29年6月9日閣議決定
- 「未来投資戦略2017-Society5.0の実現に向けた改革-」平成29年6月9日閣議決定

地域日本語教育実践プログラム

プログラム(A)

「標準的なカリキュラム案」等の活用 による取組

「生活者としての外国人」に対する標準 的なカリキュラム案等を活用し、地域の 実情・外国人の状況に応じた以下の取組 を行う。

- 〇日本語教育の実施
- 〇人材の育成
- 〇教材の作成

プログラム(B)

地域資源の活用・連携による 総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国 人の参加を促しつつ日本語教育を実施 する取組や、日本語教育に関する地域 における連携体制を構築・強化する取 組等を行う。

(想定される取組例)

- ・子育てや防災の取組との連携
- ・自治体の部局、関係機関・団体、 企業等からなる協議会の設置

成果の 普及

事例の収集、カリ キュラム案等の 検証・改善

審議会報告・成果物の提供

文化審議会国語分科会が取りまとめ た報告・成果物の提供を行う。

標準的な カリキュラム案

教材例集

活用のための ガイドブック

日本語能力 評価はついす

日本語指導力 |評価はついて

文化庁

地域日本語教育 コーディネーター研修

(東西2か所)

地域における日本語教育プログラムの編成や 実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっ ている者等, 地域日本語教育を推進する中核的 人材に対する研修を実施。

日本での生活に必要な日本語を習得

本事業の

滑な社会生活の促進

国

円

自治体による取組事例(H28年度)

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

●地域日本語教育実践プログラムA

〇徳島県

「徳島で暮らす外国人のための日本語教育事業」

・日本語ができないために地域社会から孤立してしまう外国人が発生しないよう。日本語学習機会の提供とともに生活支援を行い国籍等 に関わらず安全・安心に暮らすことができる地域作りを推進するため、日本語教室を中心とした基盤を整備した。

〇公益財団法人大垣国際交流協会

「地域日本語力はぐくみ事業~外国人から支援ボランティアまで~」

・日本語が話せない外国人を対象に日本語や地域生活のルールを習得する「日本語教室」の開催、日本語学習をサポートできる人材の 育成のための「日本語指導のボランティア講座」の実施、生活情報・行政情報を盛り込んだ日本語学習教材の作成を行った。

●地域日本語教育実践プログラムB

〇長野県

「バイリンガル指導者を活用した日本語学習支援事業」

・同国人に対して日本語と母語で生活に必要な日本語表現の指導や日本社会の習慣・マナーを伝えるバイリンガル人材を育成、活用した 日本語教室を実施した。また、県内いくつかの地域をネットワークでつなぐとともに、一般への意識啓発等も行った。

〇総社市

「総社市地域参加型生活サポート日本語教育事業」

・多様な機関等との連強・協力により「地域でつながる日本語教室」を実施、また日本語学習サポーター(ボランティア)の養成を行う とともに防災訓練や子育てに関わる事業を地域連携の元推進し日本語教育の体制整備事業を行った。

〇公益財団法人 千葉市国際交流協会

「日本語教育・相互理解促進体制整備事業「ちば多文化協働プロジェクト」」

・市内の日本語室がない区に着目し、その地域での日本語教室を実施している。日本語教室の運営では、日本語能力の向上と地域社会 への参加意欲促進を図ることを心がけ、支援者研修や地域における外国人理解と成果普及・関係機関のネットワーク化に取り組んだ。

※平成29年度の自治体への委託は以下のとおり。

く実践プログラムA>

○徳島県 ○公益財団法人新宿未来創造財団

〇公益財団法人大垣国際交流協会

く実践プログラムB>

- ○公益財団法人長野県国際化協会 ○公益財団法人福島県国際交流協会
- ○松本市 ○飯田市 ○駒ヶ根市 ○総社市 ○公益財団法人浜松国際交流協会



地域日本語教育コーディネーター研修①

1. 研修の目的

文化庁では、地域において日本語教育を推進していく立場を担っている方を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を東京・大阪2か所で開催しています。

2. 研修の対象者

- (i) 地方公共団体,国際交流協会,地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成に携わっている方
- (ii) 日本語教育プログラムの実施に必要な地域の 関係機関との調整に携わっている方 かつ,以下の条件を満たす方(東西各20名)

地域日本語教育に関する経験3年以上を有し, 地方公共団体(都道府県及び市区町村(教育委員 会を含む)),国際交流協会,又は社会福祉協議 会が推薦する方。







地域日本語教育コーディネーター研修2

3. 地域日本語教育コーディネーターに求められる役割

問題把握•課題設定	地域日本語教室の現状及び問題の把握と課題の設定
ファシリテーション	課題解決のプロセスの可視化による活動の推進
連携(ネットワーク)	組織内外の調整や地域・組織・人の力をつなぐことによる協働の推進
リソースの把握・活用	日本語教育のリソースの把握と課題に応じた適切な活用
方法の開発	「生活者としての外国人」に適した日本語教育の方法の開発

今年度の募集は終了しております。

「誰もが学べる日本語」推進事業

(新

規)

30年度要求額

52百万円

趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約55万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会 を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている自治体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援すると ともに日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)を開発・提供する。ま た、日本語教室がない自治体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。 これらの取組を通して日本語学習環境の格差是正を図り、日本語教育を推進する。

- ●「経済財政運営と改革の基本方針2017~人材への投資を通じた生産性向上~」平成29年6月9日閣議決定
- ●「未来投資戦略2017-Society5.0の実現に向けた改革-」平成29年6月9日閣議決定

事業概要

地域日本語教育スタートアッププログラム

アドバイザー派遣のイメージ

- 地域日本語教育 プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

専門家チームに よる3年サポート

> カリキュラム・教材 の開発に対する支

教室運営の安定 化に向けた支援

日本語教育を 行う人材の育成

指導者養成プロ

グラムの開発、実

施に対する支援

日本語教室の 開設(試行)

日本語教室 の運営

自治体による取組

対象となる経費:アドバイザーへの謝金・旅費 等

空白地域解消推進協議会

【象校】

- ●自治体職員
- ●国際交流協会担当者

空白地域解 消の実践事 例紹介

地域資源活 用連携方法 等協議



日本語学習教材の開発・提供

日常生活に必要な日本語学習コンテンツの開発

日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル 語・スペイン語等多言語で提供。

> 日本語学習 コンテンツ



必要に応じて サポート

NEWS (日本語教育コンテンツ共有システム)

教室に通えない日本語学習者

インターネット



期待される効果

- 〇地域に日本語教室が開設 される、もしくは日本語 学習することにより、日 本語を習得する
- 〇近隣住民とのコミュニ ケーションが円滑になり 外国人が孤立することが 少なくなる
- ○地域住民の地域社会への参 画が増える



〇地域住民(日本人・外国 人) が活躍, 外国人の受 入れが円滑になる



〇地域が活性化する

◇文化庁 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業 ₃0年度要求額

94百万円

趣旨

文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、平成29年度中に取りまとめる①「日本語教育人材 の養成に必要となる教育内容及びモデルカリキュラム」、②「現職日本語教員の研修に必要となる教育内容」の普及を図るため、これらに 基づく人材養成及び現職者研修のカリキュラム・プログラムの開発及び養成・研修の実施を公募・委託し実施する。これにより、日本語教 育の人材の質的向上及び日本語教育機関における教育水準の向上を図る。

- ●「経済財政運営と改革の基本方針2017~人材への投資を通じた生産性向上~」平成29年6月9日閣議決定
- ●「未来投資戦略2017-Society5.0の実現に向けた改革-」平成29年6月9日閣議決定

現状と課題

- ●外国人の日本語学習者が増加する一方で、日本語教育人材の数は横ばい。
- ●日本語教育人材の養成は、平成12年に提示した教育内容に沿って大学等において実施。 →養成において必要とされる教育内容は提示以来すでに17年を経過。 その間、日本語教育人材の活動分野や役割は一層多様化。
- ●日本語教育人材の現職研修については、必要な内容が確立されておらず、研修の機会が極めて 限られている。

文化審議会国語分科会から提示される、活動分野 や役割を考慮した養成・研修の内容やモデルカリ キュラムに沿って日本語教育人材の養成・研修の 充実を図っていくことが必要。

日本語教育人材養成

日本語教育人材の養成プログラムの開発・実施

●養成プログラム開発 (人材養成の教育内容及び モデルカリキュラムを参考)



プログラム開発委員会

●養成プログラム実施



養成講座開設·実施

●評価・検証



現職日本語教員研修

現職者研修カリキュラム・プログラムの開発・実施

●研修カリキュラム及 びプログラム開発 (現職者研修の教育内容 を参考)



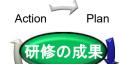
カリキュラム・プログ ラム開発委員会

●現職日本語教員研 修実施



研修の実施

●評価・検証







政府の難民に対する定住支援体制

難民対策連絡調整会議 (平成14年8月7日発足) 事務局 (内閣官房) 外務省

センターの運営, 生活費の支給等

文化庁

日本語教育

厚生労働省

職業訓練 職業あっせん

 受託団体[平成22-29年度] (公財)アジア福祉教育財団 難民事業本部

条約難民・ 第三国定住難民の 定住支援

効果

- 〇難民の受入れ・定住促進による国際社会の一員としての責任の遂行(※日本は昭和56年に「難民の地位に関する条約」、昭和57年に「難民の地位に関する議定書」に加入、第三国定住難民の受入れはアジア初。)
- ○多文化共生の地域社会の形成

条約難民

「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。

(※)人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者。

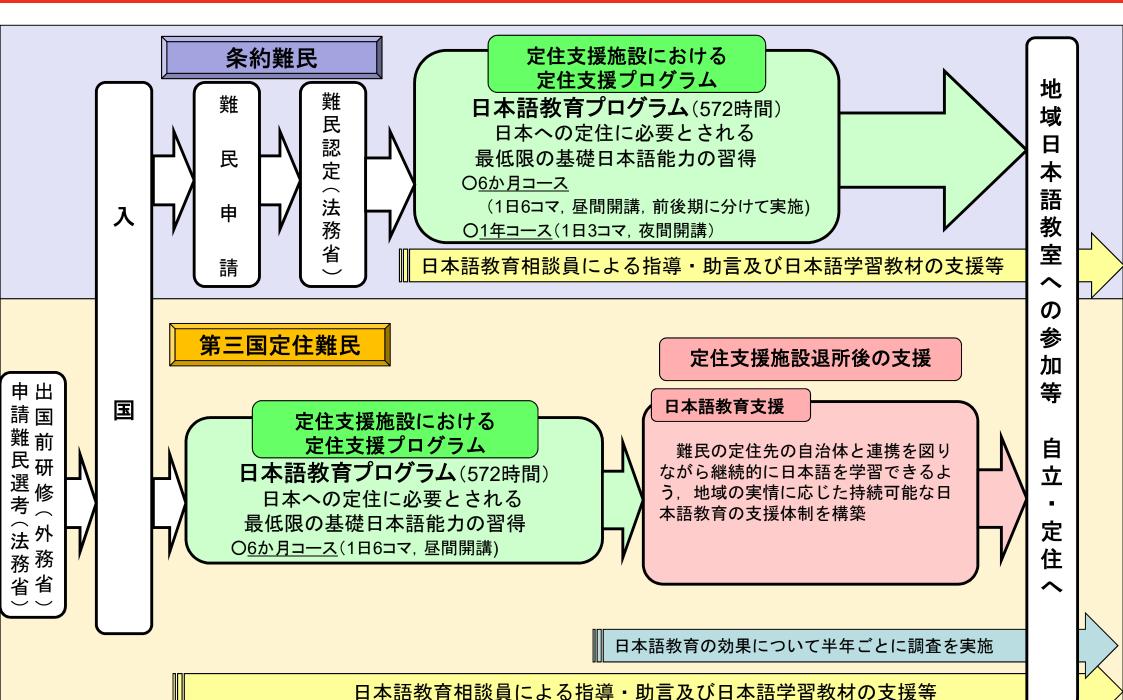
第三国 定住難民 難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを 第三国定住による難民の受入れと言い、これにより受入れる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久 的解決策の一つとして位置付けられている。

(他に、米国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受入れを行っている。)

条約難民及び第三国難民に対する日本語教育

(29年度予算額 30年度要求額

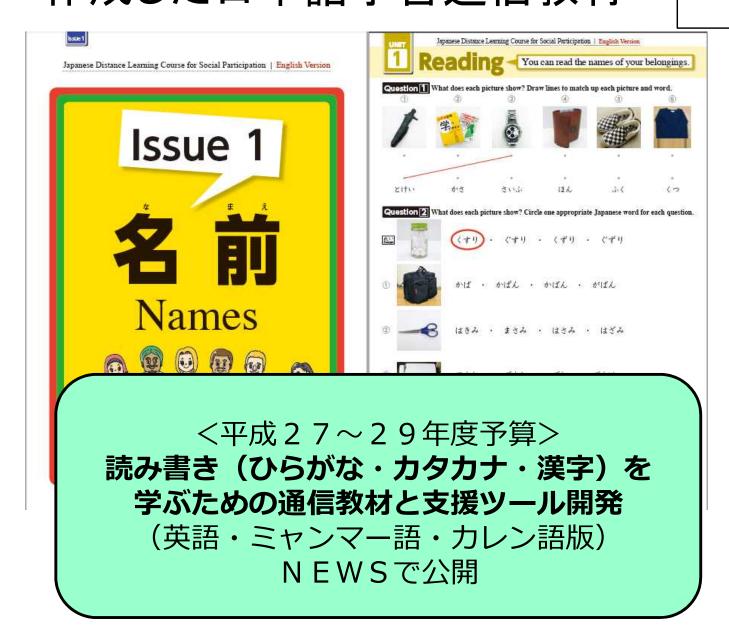
43百万円) 43百万円





第三国定住難民のための日本語教育事業で 作成した日本語学習通信教材 ——

英語



日本語教育に関する調査及び調査研究

(29年度予算額 30年度予定額

8百万円) 8百万円

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、日本語教育機関 や日本語学習者の実態を把握するため、日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育 関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

〇日本語教育に関する実態調査

3百万円(3百万円)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。



〇日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

4百万円(4百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を国立国語研究所や大学等の協力を得て機動的に実施。

(想定される主な課題)

- ○外国人の日本語習得に関する実態の調査研究
- ○日本語教育施策の効果の検証及び検証に基づく改善策等に関する調査研究
- ○標準的なカリキュラム案等の活用状況及びその課題に関する調査研究

日本語教育に関する実態調査と日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究の結果を活用し、 外国人に対する日本語教育施策を強力に推進



日本語教育研究協議会等の開催

日本語教育大会 の開催

広く日本語教育に関わる方々を対象に, 日本語教育に関する国の施策や様々な取組の現状に ついての理解の増進を図り,日本語教育の充実と推 進に資することを目的として,昭和51年から開催し ています。

<平成29年度開催予定地>

○東京 ○大阪



都道府県·市区町村等 日本語教育担当者研修

自治体の日本語教育担当者を対象に,自治体の日本語教育に関する取組についての情報交換を行い,地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を目的とした研修を平成20年から開催しています。

都道府県·政令指定都市 日本語教育推進会議

都道府県及び政令指定都市の日本語教育の担当者を 構成員として、日本語教育の体制整備における課題解 決のための会議を開催します。地区別に3つに分け て、今後の方策や連携協力の在り方などについて検討 します。

省庁連携日本語教育基盤整備事業

(29年度予算額 30年度要求額

4百万円) 4百万円

背旱

- 7○政府においては,関係府省が,外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進。
- ○日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者別に実施。
- ○全体としての日本語教育施策·事業が必ずしも効果的·効率的に推進されていないという指摘がなされており,日本語教育を総合的に推進していく体制 を整備することが必要。

日本語教育を総合的に推進していく体制の基盤を構築するため、関係府省及び関係 機関等が情報交換等を行う日本語教育推進会議を開催。加えて、関係機関等が独自 に作成している教材等のコンテンツを共有するための、日本語教育コンテンツ共有 システムを着実に運用する。



〇日本語教育推進会議

・関係府省及び関係機関等が集まり、日本語教育に関する具体的な取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。 【平成24年1月23日(第1回)、平成24年3月12日(第2回)、平成24年9月21日(第3回)、平成25年9月25日(第4回)、平成26年9月24日(第5回) 平成27年9月16日(第6回)、平成28年9月15日(第7回)】

〇日本語教育コンテンツ共有化推進事業

・日本語教育に関する各種コンテンツ(教材,論文,報告書,団体・人材情報等)を共有し,①信頼性のある情報を,②確実に,かつ③効率的に探し出し,活用できる仕組みを構築。

NEWS: Nihongo Education contents Web sharing System (平成25年4月1日運用開始 http://www.nihongo-ews.jp)

・日本語教育に関するコンテンツを収集し、更なる充実を図る。



NEWS

日本語教育コンテンツ 共有システム



分類から検索

キーワードで検索(書誌名称,概要,書誌内容,所有者)

検索

▼コンテンツ種別

▼ 対象者

▼ 学習者

▼ 学習目的

▼ 対象言語

▼ 学習内容

▼ 標準的なカリキュラム案等

※学習者向けの言語別コンテンツは、下記一覧からも御覧になれます。

English

한국어

Español



「NEWS」は、日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、 論文、施策資料等(「日本語教育コンテンツ」)を横断的に検索でき る情報検索サイトです。

このサイトは、日本語教育機関が持っている日本語教育コンテンツの 共有化と活用を促すことを目的に、文化庁が提供しています。

このサイトの愛称「NEWS」は、日本語教育コンテンツ共有システムを意味する英語表記(Nihongo Education contents Web sharing System)の略称から名付けられたものです。

日本語教育コンテンツ提供者

日本語教育機関



文化庁





このサイトは文化庁文化部 国語課が運営しています。



カリキュラム案 5点セット

, 概要とダウンロード

多言語調査票

共通利用項目の概要と ダウンロード

関連事業・関連情報

- 各種関連情報
- 文化庁委託事業イベント (2017年6月22日)
- 日本語教育に関連する各地のイベント (2017年6月14日)
- リンク集

16

文化庁からのお知らせ

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。その成果や御案内等を文化庁WEBサイトで公開していますので、是非御覧ください。

文化庁WEBサイト(日本語教育) http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/

- 文化庁における日本語教育関連年間予定表
- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
 - ・報告書等のダウンロードができます。また、会議は傍聴が可能です。
- ●「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
 - ・過去の事業概要・募集案内などを御覧いただけます。
 - <取組の報告>
 - ・各地の取組の報告を掲載しています。

 - く地域日本語教育コーディネーター研修> ・地域において日本語指導者に対する指導的な立場を果たしている方等を対象に,「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め,その向上を図ることを目的とした研修を平成22年度より毎年開催しています。各地域の日本語教育実践者を御推薦ください。(締切:9月1日(金))
- ●日本語教育研究協議会
- 文化庁広報誌「ぶんかる」 http://prmagazine.bunka.go.jp/index.html「地域日本語教室からこんにちは!」を連載しています。
- 各地で日本語を学び、地域社会で活躍している「生活者としての外国人」の方の声をお届けしています。
- 講演・説明について
- ・文化庁の日本語教育に関連する施策や標準的なカリキュラム案等の使い方などについて講演や説明を希望され る場合、下記まで御相談ください。

< 文化广文化部国語課 > 電話: 03-5253-4111 (内線2644) 担当: 増田, 北村